

わな猟免許

取得補助金



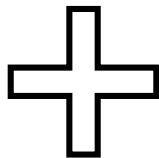
—富士市では、わな猟免許を取得する方への補助を行っています—

○ 対象者

- ・ 市内に居住している方
- ・ 補助金交付申請年度において、新たにわな猟免許を取得した方
- ・ 市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる方

○ 補助内容

予備講習会受講料



狩猟免許試験手数料



合計額の
2分の1
の補助が出ます

※100円未満の端数は切捨てとなります

○ 必要な書類

- ・ 富士市わな猟免許取得費補助金交付申請書（農政課にて配布）
- ・ わな猟狩猟免状の写し
- ・ 補助の対象経費に係る領収書の写し（予備講習会、証紙代）

免許取得後、印鑑と上記の書類をお持ちの上、窓口までお越しく下さい。

※補助金には限りがありますので交付できない場合がございます。事前にご確認ください。

お問い合わせ・申込先

富士市役所 産業経済部 農政課（5階南側）
農業振興担当 TEL：0545-55-2781